

公務によらない病気や負傷で休職等になった場合は、傷病手当金を請求することができます



支給要件

在職中

組合員が公務によらない病気や負傷の療養のため引き続き3日を超えて勤務することができなくなり、そのために報酬（給与等）が支給されなくなったとき

退職後

1年以上組合員であった者が、退職日までに引き続き3日を超えて病気や負傷の療養のために休業し、退職後も引き続き療養のため就労できないとき

支給期間

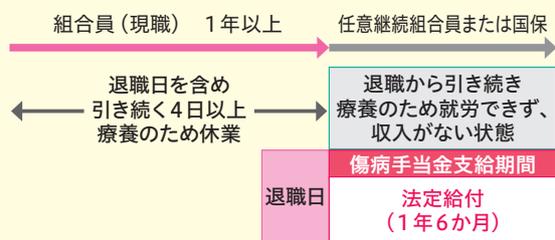
傷病手当金（法定給付） → 1年6か月の範囲内

傷病手当金附加金（附加給付） → 法定給付支給終了後、6か月の範囲内 ※在職中のみ支給

例1 病気休暇（有給）に引き続き病気休職（有給1年間、無給2年間）が発令された場合



例2 療養のため勤務できなくなった日から4日以上経過し、復職せずに退職した場合



病気休職（有給）期間中であっても、傷病手当金の額が報酬額より多いときは、傷病手当金の一部が支給されます。この場合、病気休職（無給）期間中に傷病手当金の支給が終了します。

支給金額

平均標準報酬日額 × 2/3 × 支給日数
(1円未満四捨五入)

平均標準報酬日額
(傷病手当金支給開始月を含む過去12か月の標準報酬月額) ÷ 22

例 傷病手当金支給開始月（令和6年1月）、過去12か月に標準報酬月額（470,000円）の変更がない
 $470,000円 \times 12か月 \div 12か月 = 470,000円$
 $470,000 \div 22 = 21363.6$ (10円未満四捨五入) ≒ **21,360円** 平均標準報酬日額

請求手続



傷病手当金を請求するには、まずは所属所（学校）に相談しよう



傷病手当金の詳細については、「福利厚生ハンドブック（令和5年度保存版）P33～34」も参照してください。

よくあるお問合せ

Q1 会計年度任用職員の組合員です。病気休暇等の制度がありません。支給の対象となりますか？

A1 病気休暇の制度がなくても支給対象となる場合があります。会計年度任用職員の方の雇用条件はさまざまです。詳細は所属所から提出される書類で確認します。まずは所属所に相談してください。

問合せ先 給付貸付課短期給付担当 | ☎ 03-5320-6827